

# おいらせ町公共下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和8年3月

青森県 おいらせ町

## おいらせ町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 青森県おいらせ町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (33年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	22.1人/ha (令和6年度末現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区 (流域関連公共: 下田処理分区 12処理分区、百石処理分区 5処理分区)		
処 理 場 数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に県の策定した青森県汚水処理施設広域化・共同化計画の下、県主導によるブロックごとの意見交換会等で他市町村と維持管理の共同発注や、実現可能で効果的な取り組みに向けての検討を行っています</li> <li>・令和6年度から周辺市町でワーキンググループを設置し、広域化が将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行い、維持管理等の業務委託の共同発注に向けた検討も行っていきます。</li> <li>※農業集落排水事業も合わせて検討中</li> <li>・下水道処理区域外は、合併処理浄化槽による汚水処理(宅内浸透)を実施しています。</li> </ul>		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> <li>・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制)</li> <li>・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。</li> <li>・令和5年4月1日から現在の料金体系になっています。</li> </ul>																																						
	<p>【料金体系】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">1月当たりの汚水量</th> <th>使用料(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般汚水</td> <td rowspan="2">基本使用料</td> <td>5m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>6~10m<sup>3</sup></td> <td>135円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">従量料金 (超過使用料)</td> <td>11~20m<sup>3</sup></td> <td>146円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>21~30m<sup>3</sup></td> <td>165円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>31~40m<sup>3</sup></td> <td>176円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>41~50m<sup>3</sup></td> <td>182円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>51~80m<sup>3</sup></td> <td>192円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>81~100m<sup>3</sup></td> <td>202円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>101~150m<sup>3</sup></td> <td>215円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>151~200m<sup>3</sup></td> <td>232円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>201m<sup>3</sup>以上</td> <td>255円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場・ プール汚水</td> <td>基本使用料</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>従量料金(超過使用料)</td> <td>11m<sup>3</sup>以上</td> <td>20円/m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>				区分	1月当たりの汚水量		使用料(税抜)	一般汚水	基本使用料	5m <sup>3</sup> まで	1,100円	6~10m <sup>3</sup>	135円/m <sup>3</sup>	従量料金 (超過使用料)	11~20m <sup>3</sup>	146円/m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	165円/m <sup>3</sup>	31~40m <sup>3</sup>	176円/m <sup>3</sup>	41~50m <sup>3</sup>	182円/m <sup>3</sup>	51~80m <sup>3</sup>	192円/m <sup>3</sup>	81~100m <sup>3</sup>	202円/m <sup>3</sup>	101~150m <sup>3</sup>	215円/m <sup>3</sup>	151~200m <sup>3</sup>	232円/m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上	255円/m <sup>3</sup>	公衆浴場・ プール汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円	従量料金(超過使用料)	11m <sup>3</sup> 以上
区分	1月当たりの汚水量		使用料(税抜)																																				
一般汚水	基本使用料	5m <sup>3</sup> まで	1,100円																																				
		6~10m <sup>3</sup>	135円/m <sup>3</sup>																																				
	従量料金 (超過使用料)	11~20m <sup>3</sup>	146円/m <sup>3</sup>																																				
		21~30m <sup>3</sup>	165円/m <sup>3</sup>																																				
		31~40m <sup>3</sup>	176円/m <sup>3</sup>																																				
		41~50m <sup>3</sup>	182円/m <sup>3</sup>																																				
		51~80m <sup>3</sup>	192円/m <sup>3</sup>																																				
		81~100m <sup>3</sup>	202円/m <sup>3</sup>																																				
		101~150m <sup>3</sup>	215円/m <sup>3</sup>																																				
		151~200m <sup>3</sup>	232円/m <sup>3</sup>																																				
201m <sup>3</sup> 以上	255円/m <sup>3</sup>																																						
公衆浴場・ プール汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円																																				
	従量料金(超過使用料)	11m <sup>3</sup> 以上	20円/m <sup>3</sup>																																				
業務用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。</li> <li>・大口使用者に対する減額措置があります。</li> </ul>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>超過汚水料</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般汚水</td> <td>301~1,000m<sup>3</sup></td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>1,001~2,500m<sup>3</sup></td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2,501~4,000m<sup>3</sup></td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>4,001~6,000m<sup>3</sup></td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>6,001m<sup>3</sup>以上</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	超過汚水料	減額率	一般汚水	301~1,000m <sup>3</sup>	12%	1,001~2,500m <sup>3</sup>	10%	2,501~4,000m <sup>3</sup>	8%	4,001~6,000m <sup>3</sup>	5%	6,001m <sup>3</sup> 以上	3%																					
区分	超過汚水料	減額率																																					
一般汚水	301~1,000m <sup>3</sup>	12%																																					
	1,001~2,500m <sup>3</sup>	10%																																					
	2,501~4,000m <sup>3</sup>	8%																																					
	4,001~6,000m <sup>3</sup>	5%																																					
	6,001m <sup>3</sup> 以上	3%																																					
その他の使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。</li> </ul>																																						
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,640 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	3,392 円																																		
	令和5年度	3,558 円		令和5年度	4,122 円																																		
	令和6年度	3,558 円		令和6年度	4,048 円																																		

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域整備課内の下水道係が所管しています。</li> <li>・農業集落排水事業と兼務で、人数は5人(うち決算統計上で公共下水道事業の人数は4人)。</li> </ul>
事業運営組織	<p>地域整備課 (下水道係組織図)</p> <pre> graph LR     A[地域整備課長] --- B[課長補佐 1人]     B --- C[業務係 2人]     B --- D[工務係 1人]     B --- E[施設維持係 1人]     </pre> <p>下水道係 5人</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています(マンホールポンプ保守管理、管きょ清掃業務、流域下水道接続点水質検査等)。使用料徴収業務、各システム保守なども民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	維持管理業務の民間委託を継続するため、現時点では未検討です。
	ウ PPP・PFI	維持管理業務の民間委託を継続するため、現時点では未検討ですが、ウォーターPPPの導入決定が交付金の要件とされたことを踏まえ、今後の活用について早期実施となるよう積極的に検討します。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用のための資産を有していないため、現状での取り組みはありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地及び建物施設を所有していないため、未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

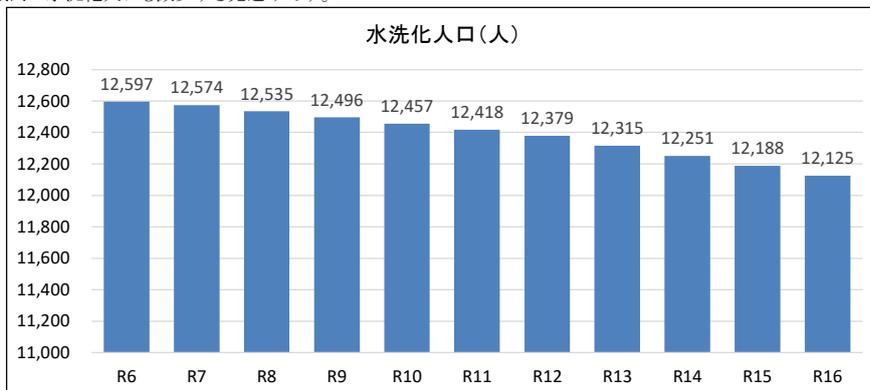
経営比較分析表は、総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や類似団体平均との比較を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するため、策定し毎年公表するものです。  
令和5年度決算に係る経営比較分析表を添付しています。なお、当町は令和6年度から公営企業法を適用しましたので、今回添付している分析表は非適用における決算分析となります。

- ・収益的収支比率は、令和5年度に下水道使用料の改定を行ったことで大きく改善されたものの、約72%と自立運営の水準には達していないことから、今後も経営改善に向けた取り組みが必要である。
- ・経費回収率は、下水道使用料収入の増加により若干上昇したものの、類似団体平均値と比較すると大きく下回っている。物価高に伴う委託料や人件費の上昇と流域下水道維持管理負担金の増が原因であり、抑制していく必要がある。
- ・汚水処理原価は、類似団体平均値の2倍以上となっており、流域下水道維持管理負担金が大きな割合を占めている。不明水対策等の削減方法を検討する必要がある。
- ・管きょ改善率は、法定耐用年数(50年)を経過した管きょは無いため0%となっている。しかし、他の事業体から移管された40年を超える管きょがある。計画的に更新・改修を進めなければならない。

## 2. 将来の事業環境

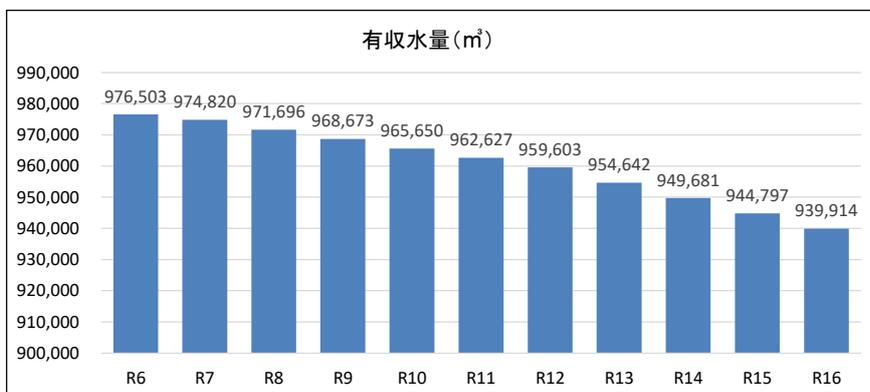
### (1) 水洗化人口の予測

推計人口は、「おいらせ町人口ビジョン(令和7年改訂版)」の町独自による人口推計を基に算出した人口減少率と令和6年度末の水洗化人口(実績値)から算定しています。  
 当面、新規の本管整備は行わないこととしているため、住宅新築の際に新規の汚水桝設置はあるものの、浄化槽からの切り替えは少ない。人口減少に伴い、処理区域内の水洗化人口も減少する見込みです。



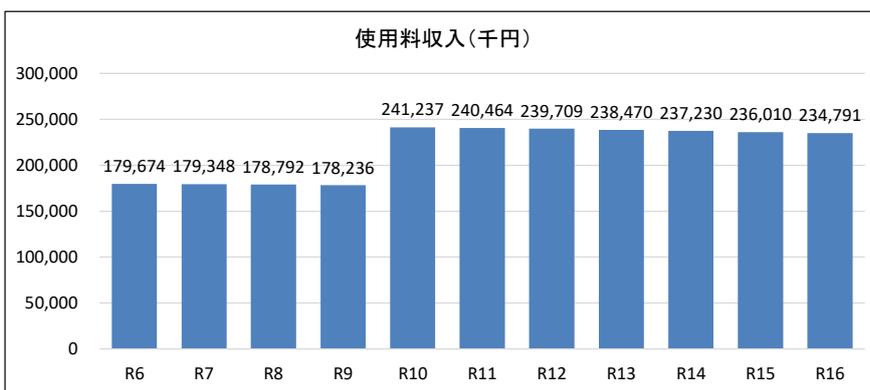
### (2) 有収水量の予測

令和6年度の有収水量と水洗化人口(ともに実績値)から1人当たりの年間使用水量を算出し、上記(1)水洗化人口の予測で推計した人口に乗じて年間有収水量の予測としています。  
 人口減少に伴い有収水量も減少する見込みです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、使用料単価に年間有収水量を乗じて算出しました。  
 令和9年度までの使用料単価は令和6年度の使用料収入を有収水量で除したもので、令和10年度以降の使用料単価は、令和10年4月1日からの使用料改定を反映したもので、使用料単価184円/m³から250円/m³に引き上げた想定です。



### (4) 施設の見通し

平成4年度に供用を開始してから、33年が経過し、施設・設備等の老朽化が進行しています。下水道サービスを安定的に提供していくために下水道施設を適切に管理し、施設の延命化や更新工事の取り組みが必要です。標準耐用年数に達している管きよはないが、マンホールポンプ及び制御盤については、標準耐用年数に達したもので稼働率の高いものから順次更新しており、今後も継続していきます。  
 他事業から移管された管きよで43年を経過しているものがあります。この範囲を不明水の原因の一つとして捉えている。ストックマネジメント計画を基に令和7年度から調査を行っており、改修の必要がある箇所は長寿命化工事を行う必要がある。工事を行うことにより、不明水が減少し流域下水道維持管理負担金の減少が期待できる。

### (5) 組織の見通し

公共下水道事業としては、損益勘定所属職員4名の運営ですが、農業集落排水事業との兼務により5人体制で運営しています。連携することで、運営効率化を図り、現状の体制を維持していく予定です。  
 地方公営企業法の適用によって始まった公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験を持った職員の育成にも努めます。

### 3. 経営の基本方針

町総合計画に掲げる「自然と共生し、文化がいきづくまちづくり」を踏まえ、「奥入瀬川をはじめとした豊かな自然の保全と安全安心に暮らせる環境共生都市」の実現を目指し、町汚水処理構想に基づいた整備に努めると共に、公共下水道施設の維持管理と長寿命化に努めます。下水道は、生活環境の改善等、町民生活を支える重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

#### 【経営方針】

- 公共下水道施設の適正な維持管理
  - ・マンホールポンプ施設の適正な運転と保守管理を実施するとともに、老朽化対策として施設を計画的に更新していきます。
  - ・定期的な管きよの清掃実施と清掃に合わせた管内調査により重大な事故、故障防止に努めます。
- 安定した経営基盤の確立
  - ・事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。
  - ・令和5年度に実施した使用料改定ですが、今後の施設の更新需要や人口減少に伴う使用水量、財務状況の検証等を行い、原則5年ごとに見直しを行っていきます。
  - ・2024(令和6)年度で基準外繰入金を含む568,083千円が一般会計からの繰入金となっています。一般会計の負担を考慮し繰入金削減に取り組んでいきます。
- 人材の育成
  - ・事業継続のため、職員が公営企業会計や建設改良事業等の専門的な知識・技術を習得できるよう研修等に参加し人材の育成に努めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	令和6年度に改定した「下水道ストックマネジメント計画」を基に公共下水道施設の更新、長寿命化対策を計画的に実施することによって事業費の平準化を図ります。

公共下水道事業の整備については、整備率が約95%となっていますが、将来の人口減少を考慮し、当面、下水道施設の新規整備は行わず、今後は施設の機能維持のための更新投資に重点を置きます。計画的に更新を進めることで、事業費の平準化に努めていきます。

マンホールポンプ施設については、標準耐用年数の1.3倍から1.5倍で目標耐用年数を設定し、目標耐用年数を基に更新を実施します。平成20年度以前に設置したもの(17年経過)のうち、未更新のもの(14か所)は令和20年度までに更新します。ポンプ設備及び制御盤の更新は、稼働状況を考慮しながら基本的に年2か所ずつの更新計画とします(全29か所)。

令和6年度に改定したストックマネジメント計画を基に、施設更新の平準化を図ります。また、洋光台地区の管きよについては昭和57年布設のヒューム管があり(43年経過)、不明水の流入が多いことから、令和7年度からカメラ調査を実施しています。その結果を基に令和9年度に管きよの改築設計を行い、計画的に管更生を行っていくことで、不明水の減少も図ります。これにより、流域下水道維持管理負担金の削減にもつながります。

項目	標準耐用年数 (年)	目標耐用年数 (年)	目標耐用年数 標準耐用年数
汚水ポンプ	15	20	1.3
制御盤	15	22	1.5
管きよ	HP:ヒューム管	50	50
	VP:塩ビ管	50	75

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	公共下水道使用料を基本とし、一般会計からの繰入金を確保します。 投資については、国庫補助金及び企業債を活用します。 令和10年度の使用料改定及び5年に一度の見直し・検討により基準外繰入金の縮減を図ります。

#### ・財源の目標に関する事項

令和10年度に経費回収率100%とする料金改定を行います。  
使用料収入の減と維持管理費の増等による数値の下降は想定されるが、使用料の改定や計画的な工事等による経費の削減を行いながら、経費回収率の向上に努めます。

#### ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少と節水効果の高い器具の普及により使用料収入は減少していくことが見込まれます。  
「2.将来の事業環境 (3)使用料収入の見直し」にて示していますが、人口及び有収水量の予測を基にした収入としています。  
5年に一度、使用料の見直しを行い、次回は令和10年4月1日に使用料の改定を実施します。令和15年度にも見直しを実施し、必要な場合は使用料改定を行います。

#### ・国庫補助金に関する事項

管きよの更新、長寿命化工事については、国庫補助金を最大限活用して事業を実施します。(補助対象工事費の1/2)

#### ・企業債に関する事項

資本的収入の企業債については、建設改良工事に対する起債のほか、資本費平準化債の借入について限度額での発行を見込んでいます。  
更新工事に対する起債は、一律15年償還(利率1.3%)で計上しています。

#### ・繰入金に関する事項

地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道に要する経費、高資本費対策に要する経費及び地方公営企業法の適用に要する経費を計上しています。  
資本的収支の補填財源の不足を一般会計からの基準外繰入金によって補填しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員人件費に関しては、現組織体制による職員の数5人を維持するものとし、前年比1.3%の上昇を見込んでいます。
- ・光熱水費、通信運搬費等、修繕費は近年の物価高騰や電気料金の状況等を考慮し前年比2%の上昇を見込んでいます。
- ・委託費に関しては、経費削減に繋がる民間委託等は不透明なため、現状の委託費を計上し、物価高騰等を考慮し、前年比2%の上昇を見込んでいます。
- ・馬淵川流域下水道の維持管理負担金は、汚水処理量に応じて決定するものですが処理費の高騰を考慮し前年度比2%の上昇を見込んでいます。
- ・馬淵川流域下水道の建設負担金は、県の実施する建設事業により負担するものですが金額は不透明であるため、令和6年度から過去5年の平均額を計上しています。
- ・企業債の元利償還金  
既発行分は、償還計画に基づく額を積算し、新規発行分は、工事請負費に係る借入見込額を基に積算しています。  
過去に借り入れた企業債の償還が順次終了するため減少傾向となっています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	「青森県汚水処理施設広域化・共同化計画」に基づき、より効率的な汚水処理システムの構築に向けて、広域化・共同化を進めるものです。 令和6年度から周辺市町でワーキンググループを設置し、広域化が将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行い、維持管理等の業務委託の共同発注に向けた検討も行っていきます。 ※農業集落排水事業も含めて検討を行っています。
投資の平準化に関する事項	維持管理適正化計画を基に、施設の老朽化と更新需要を的確に把握し、計画的な更新を実施することで投資の平準化に努めます。 29か所のマンホールポンプ施設については目標耐用年数で更新を実施中です。稼働状況を考慮しながらポンプもしくは制御盤を年2か所ずつ更新する計画としています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています。 (マンホールポンプ保守管理、管きょ清掃業務、流域下水道接続点水質検査等) ウォーターPPPの導入決定が交付金の要件とされたことを踏まえ、今後の活用について早期実施となるよう積極的に検討します。
その他の取組	維持管理費用の低減化を検討していく必要があります。 既存の施設について更新を行うに当たり、機能の性能(サイズ・能力等)の合理化に取り組む必要があります。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	令和5年度に使用料の改定を実施し、5年に1度程度、使用料見直しの検討又は改定を行うこととしていきますので、次回は令和10年度を予定しています。 経費回収率100%を達成することを目標としつつ、大幅な改定率による住民負担の増加も考慮して使用料を決定しなければなりません。 また、繰出基準に基づかない一般会計からの繰入金収支不足(赤字補填)によるものであるため、抑制を図っていかねばなりません。
資産活用による収入増加の取組について	未利用の土地及び建物施設等を所有していないため未検討です。
その他の取組	施設の長寿命化に係る財源として、国の補助金や企業債を活用しますが、関連する国の制度改革など動向を注視していきます。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和7年度から施設の維持管理業務について包括的民間委託を行っています。 ウォーターPPPの導入決定が交付金の要件とされたことを踏まえ、今後の活用について早期実施となるよう積極的に検討します。
職員給与費に関する事項	必要最小限の人数で対応予定ですが、必要に応じて職員数の増減を行っていきます。
動力費に関する事項	動力費は、上昇率2%と見込んでいます。動力費は上昇傾向で推移する予測としており、電気料金等の契約の見直しや機器更新の際には、高効率・省電力型の機器の導入等を検討し削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理施設を有していないため薬品費は発生しません。
修繕費に関する事項	経年劣化により故障は増えるものと考え、修繕費は2%ずつ増加を見込んでいます。 効率的な修繕計画を検討・実施し、突発的な事故を抑制していきます。
委託費に関する事項	システム保守委託や料金徴収業務などについても、複数年契約を基本とし、公共下水道事業と合わせた発注を行うことで経費の削減を図っていきます。 他市町村との共同発注・一括発注による経費削減も検討します。
その他の取組	上記以外の事項についても、国の制度改革や、県の動向、他市町村の状況も注視し、必要に応じて検討します。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は毎年度見直します。安定した事業継続のため、実績との乖離やその原因に対する分析等を行いつつ、実施手法の改善や計画の見直しの検討をしていくものとし、その結果を次期経営戦略へ反映させていくこととします。 計画の見直しについては、5年ごとに改定します。重大な計画等の変更や実績との過大な乖離が生じた場合は適宜見直しを行います。 経営戦略は、町ホームページへの掲載により公表します。
---------------------	--

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)			179,990	179,976	179,250	178,544	241,865	240,922	240,017	239,098	237,688	236,318	235,419	
	(1) 料金収入			179,674	179,348	178,792	178,236	241,237	240,464	239,709	238,470	237,230	236,010	234,791	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他の			316	628	458	308	628	458	308	628	458	308	628	
	2. 営業外収益			577,946	545,987	543,893	545,403	543,730	542,842	541,416	538,866	537,067	535,373	530,841	
	(1) 補助金			293,055	268,735	265,910	264,611	262,403	259,580	257,213	254,917	252,811	252,677	246,437	
	他会計補助金			293,055	268,735	265,910	264,611	262,403	259,580	257,213	254,917	252,811	252,677	246,437	
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入			284,875	277,235	277,966	280,775	281,310	283,245	284,186	283,932	284,239	282,679	284,387	
	(3) その他の			16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	収入計 (C)			757,936	725,963	723,143	723,947	785,595	783,764	781,433	777,964	774,755	771,691	766,260	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用			533,911	542,328	563,841	571,186	577,409	583,173	589,080	594,263	600,320	606,640	610,595
		(1) 職員給与			20,287	28,910	29,277	29,642	30,012	30,386	30,765	31,150	31,539	31,933	32,333
基本給				10,725	14,170	14,354	14,541	14,730	14,921	15,115	15,312	15,511	15,713	15,917	
退職給付															
その他の				9,562	14,740	14,923	15,101	15,282	15,465	15,650	15,838	16,028	16,220	16,416	
(2) 経費				182,273	182,190	203,056	207,074	211,225	215,407	219,725	224,077	228,568	233,097	237,768	
動力費				4,147	4,230	4,315	4,401	4,489	4,579	4,670	4,764	4,859	4,956	5,055	
修繕費				6,147	6,270	6,396	6,523	6,654	6,787	6,923	7,061	7,202	7,347	7,493	
材料費				3,630	3,702	3,776	3,852	3,929	4,007	4,088	4,169	4,253	4,338	4,425	
その他の				168,349	167,988	188,569	192,298	196,153	200,034	204,044	208,083	212,254	216,456	220,795	
(3) 減価償却費				331,351	331,228	331,508	334,470	336,172	337,380	338,590	339,036	340,213	341,610	340,494	
2. 営業外費用				71,387	56,588	53,482	50,680	47,742	44,503	41,581	38,861	36,177	33,657	31,337	
(1) 支払利息				61,393	56,588	53,482	50,680	47,742	44,503	41,581	38,861	36,177	33,657	31,337	
(2) その他の			9,994												
支出計 (D)			605,298	598,916	617,323	621,866	625,151	627,676	630,661	633,124	636,497	640,297	641,932		
経常損益 (C)-(D) (E)			152,638	127,047	105,820	102,081	160,444	156,088	150,772	144,840	138,258	131,394	124,328		
特別利益 (F)															
特別損失 (G)				11,179											
特別損益 (F)-(G) (H)				△ 11,179											
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)				141,459	127,047	105,820	102,081	160,444	156,088	150,772	144,840	138,258	131,394	124,328	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				△ 125,411	△ 66,818	△ 8,876	44,819	99,681	153,816	208,220	263,324	319,298	378,229	434,336	
流動資産 (J)				80,402	80,347	80,323	80,300	82,932	82,899	82,868	82,816	82,764	82,713	82,662	
うち未収金				7,505	7,491	7,468	7,445	10,076	10,044	10,012	9,961	9,909	9,858	9,807	
流動負債 (K)				610,464	590,240	580,738	557,559	556,876	524,182	502,845	487,618	451,089	428,404	416,721	
うち建設改良費分				583,604	560,565	550,863	527,478	526,543	493,634	472,103	456,667	419,925	397,019	385,109	
うち一時借入金															
うち未払金				25,866	26,103	26,256	26,415	26,619	26,785	26,931	27,090	27,254	27,424	27,599	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )				△ 70	△ 37	△ 5	25	41	64	87	110	134	160	184	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)				179,990	179,976	179,250	178,544	241,865	240,922	240,017	239,098	237,688	236,318	235,419	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				182,406	179,990	179,976	179,250	178,544	241,865	240,922	240,017	239,098	237,688	236,318	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)															

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
		前年度	後年度												
資本的 収入	1. 企業債		222,800		362,500	370,300	355,050	313,400	316,600	290,600	300,900	293,200	264,200	247,500	
	うち資本費平準化債		193,300		309,000	289,300	286,300	271,400	276,600	250,100	235,400	227,200	198,700	181,000	
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金		275,028		173,956	193,620	186,557	119,709	127,930	118,437	112,538	111,884	110,506	112,366	
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金		16,300		21,000	51,000	40,150	16,900	24,900	17,000	37,000	37,500	37,000	38,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金		926		1,003	825	825	825	825	825	825	825	825	825	
	9. その他														
計 (A)		515,054		558,459	615,745	582,582	450,834	470,255	426,862	451,263	443,409	412,531	398,691		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
純計 (A)-(B) (C)		515,054		558,459	615,745	582,582	450,834	470,255	426,862	451,263	443,409	412,531	398,691		
資本的 支出	1. 建設改良費		83,181		101,902	161,000	133,800	83,800	99,800	84,000	124,000	125,000	124,000	126,000	
	うち職員給与費		6,044												
	2. 企業債償還金		602,060		583,604	560,565	550,863	527,478	526,543	493,634	472,103	456,667	419,925	397,019	
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
5. その他															
計 (D)		685,241		685,506	721,565	684,663	611,278	626,343	577,634	596,103	581,667	543,925	523,019		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		170,187		127,047	105,820	102,081	160,444	156,088	150,772	144,840	138,258	131,394	124,328		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金		76,724		58,593	57,942	53,695	54,862	54,135	54,404	55,104	55,974	58,931	56,107	
	2. 利益剰余金処分額		64,890		68,454	47,878	48,386	105,582	101,953	96,368	89,736	82,284	72,463	68,221	
	3. 繰越工事資金														
	4. その他		26,148												
計 (F)		167,762		127,047	105,820	102,081	160,444	156,088	150,772	144,840	138,258	131,394	124,328		
補填財源不足額 (E)-(F)		2,425													
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)		4,406,379		3,998,219	3,663,815	3,470,350	3,294,187	3,121,759	2,908,615	2,731,581	2,550,078	2,394,311	2,267,586		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
		前年度	後年度												
収益的 収支分			293,055		268,735	265,910	264,611	262,403	259,580	257,213	254,917	252,811	252,677	246,437	
	うち基準内繰入金		293,055		268,735	265,910	264,611	262,403	259,580	257,213	254,917	252,811	252,677	246,437	
	うち基準外繰入金														
資本的 収支分			275,028		173,956	193,620	186,557	119,709	127,930	118,437	112,538	111,884	110,506	112,366	
	うち基準内繰入金		107,296		106,478	101,095	95,582	87,713	72,965	67,900	54,392	42,805	24,057	14,845	
	うち基準外繰入金		167,732		67,478	92,525	90,975	31,996	54,965	50,537	58,146	69,079	86,449	97,521	
合 計			568,083		442,691	459,530	451,168	382,112	387,510	375,650	367,455	364,695	363,183	358,803	

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

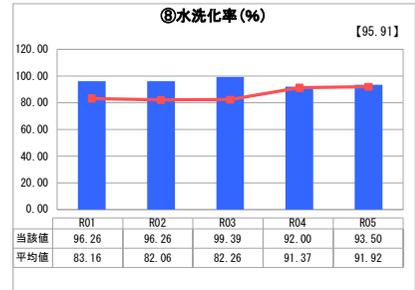
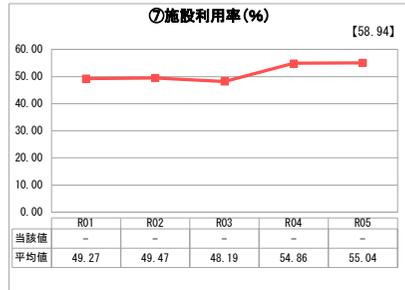
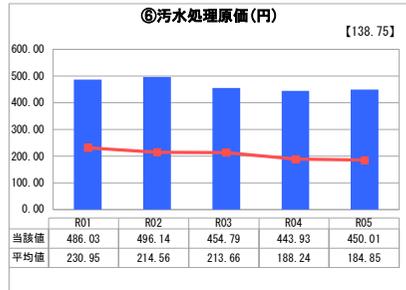
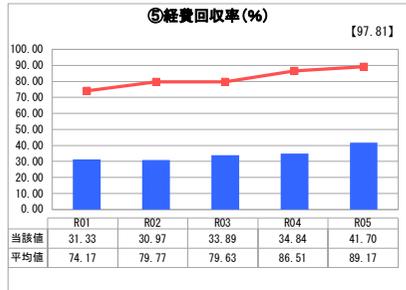
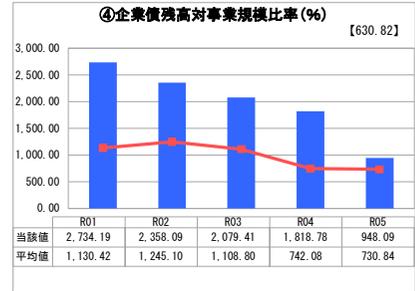
青森県 おいらせ町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	54.23	82.14	3,655

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
25,148	71.96	349.47
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
13,563	6.15	2,205.37

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ・収益的収支比率は、ほぼ横ばいで推移していたが、令和5年度に下水道使用料の増額を行ったことにより、大きく改善したものの依然として自立運営の水準には達していない。
- ・企業債残高対事業規模比率は、令和4年度までは、類似団体平均値の約2倍で推移していたが、令和5年度の下水道使用料増額により、類似団体平均値を若干上回る程度になったが依然として高い水準になっている。
- ・経費回収率は、維持管理費用は横ばいで推移していたが、令和5年度の下水道使用料増額により、改善傾向がみられるものの、全体的にみると類似団体平均値の半分以下となっている。
- ・汚水処理原価は、類似団体平均値の約2倍であり、依然として費用面の効率の悪さが顕著である。支出額の内訳では、地方債償還金と流域下水道維持管理負担金が占める割合が大きい。
- ・水洗化率は、類似団体平均値を上回っている。下水道処理区域内の水洗化はほぼ完了している。住宅新築の際に接続する場合があります。微増傾向である。

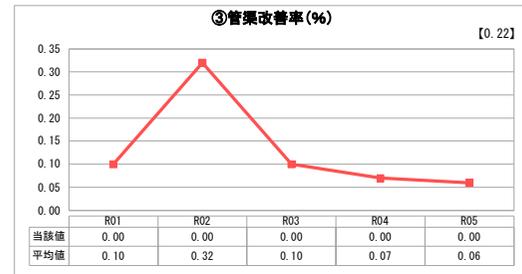
### 2. 老朽化の状況について

供用開始から約30年を経過した施設が一部あるとともに、他の事業体から移管された約40年を経過した施設もあり、老朽化は進んでいる。

老朽化の状況を把握するため、カメラ調査を実施しており、調査の結果、必要に応じて腐食や破損している箇所を修繕していくこととしている。

令和5年度よりストックマネジメント計画を策定し、将来に備えた老朽化対策を進めていく。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

- ・令和5年度の下水道使用料の増額により、大きく改善しているものの、自立運営の水準には達していないことから、持続可能な下水道事業運営のため、経営面の改善努力が必要であり、下水道使用料の改定による収入の増加を図りつつ、併せて支出の見直しを行う必要がある。
- ・流域下水道事業において、流域全体では人口減少が始まっており、それらを加味した各施設のスペックダウン等も考えた検討を行い、各種費用を抑えることや、町においても各施設の更新時期の精査、不排水対策等の維持管理費の経費削減対策が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。